

第2子以降に係る保育料等の無償化を行い、子育て世帯における経済的負担を軽減します



令和6年（2024年）2月22日
東海市記者会見資料
幼児保育課

多子世帯（2人以上の子どもを養育する世帯）に係る保育料等の軽減措置については、国により「小学校就学前の兄弟のうち」2人目に係る保育料を半額、3人目以降に係る保育料及び副食費を無償とするよう定められているが、現在本市では、このうち第3子以降の無償化については「（年齢に制限を設けず）同一世帯で養育される兄弟のうち」に適用範囲を拡大し実施している。一方で、第2子については国の基準に準じた取扱いとしているところであるが、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを育てることができるようにするため、第2子についても保育料及び副食費を無償とするもの。

【事業内容】

同一世帯で養育される子のうち2人目の子どもについては、3歳未満児では保育料を、3歳以上児では副食費を無償とする。無償化対象額のうち、本市が徴収する費用は徴収せず、事業者が徴収する費用は同額を本市から事業者へ補助（給付）する。

【延べ対象児童数】

○公立保育園	3歳未満児（保育料）	3,436人	71,890千円
	3歳以上児（副食費）	5,916人	26,030千円
○私立保育所等	3歳未満児（保育料）	1,626人	33,353千円
	3歳以上児（副食費）	2,472人	9,614千円
○私立幼稚園	3歳以上児（副食費）	3,864人	11,061千円
（合計）		17,314人	151,948千円

【予算措置】

＜歳入＞	保育園使用料（通常保育分）	129,940千円
	※第2子無償化による減額	△79,440千円
	保育園給食費保護者負担金	45,780千円
	※第2子無償化による減額	△26,030千円
＜歳出＞	施設型給付費給付事業	897,829千円
	※第2子無償化による増額	25,803千円
	新制度未移行幼稚園等副食費補助事業	29,663千円
	※第2子無償化による増額	20,675千円

年齢区分	費用区分	多子の区分					
		第1子	第2子		第3子以降		
			同一世帯の児童でカウント	就学前の児童でカウント	同一世帯の児童でカウント	就学前の児童でカウント	
国の定める基準	3歳未満児	保育料(※1) (主食費) (副食費)	全額	全額	半額	全額	無償
	3歳以上児	保育料	全ての児童が無償（幼児教育・保育の無償化）				
		主食費	全ての児童が全額負担				
	副食費	全額	全額	全額	無償(※2)		
本市現行取扱い	3歳未満児	保育料 (主食費) (副食費)	全額	全額	半額	無償	
	3歳以上児	保育料	全ての児童が無償（幼児教育・保育の無償化）				
		主食費	全ての児童が全額負担				
	副食費	全額	全額	全額	無償		

年齢区分	費用区分	多子の区分				
		第1子	第2子		第3子以降	
			同一世帯の児童でカウント	就学前の児童でカウント	同一世帯の児童でカウント	就学前の児童でカウント
実施第2子取扱い無償化	3歳未満児	保育料(※1) (主食費) (副食費)	全額	無償		
	3歳以上児	保育料	全ての児童が無償（幼児教育・保育の無償化）			
		主食費	全ての児童が全額負担			
	副食費	全額	無償			

※1 3歳未満児に係る給食費（主食費及び副食費）については、保育料の一部として徴収
 ※2 幼稚園など、教育認定による在籍児童に関しては、「小学校3年生以下のうち3人目以降」が無償



問合せ 市民福祉部 幼児保育課 担当：富田（とみた） 052-603-2211, 0562-33-1111（内線 643）